

書評と紹介

豊田真穂著

『占領下の女性労働改革 ——保護と平等をめぐる』

評者：天野 正子

「日本占領と女性」——著者はこの主題と「恋に落ちて」から約10年、その「恋」が本書として「ようやく実を結ぶ」ことになったと書いている。著者としての思い入れの深さがまっすぐ伝わってくるような本である。

70年代以降、アメリカの外交文書の公開や占領軍関係者のヒアリング、さらには日本側の史料の収集を通して、占領期日米関係の政策レベルの実態についての研究は急速に進展してきた。その過程でこれまで、殆ど見えなかった政策立案過程や実施段階での新しい事実が明らかにされ、その蓄積のうえに占領政策の全体像を結び直す試みが深まりつつある。

膨大な蓄積のあるその占領研究のなかで、「女性解放」政策、とりわけ女性労働政策に関する研究は驚くほど少ない。理由の一つは、女性労働者をめぐる「独自の」問題、とりわけ職業と家庭との両立が「与件」として前提されてきたことにある。その結果として女性労働研究は、占領研究のなかで一般研究（家庭責任を「免除」された男性労働者を対象とする）に対する「特殊」かつ「周辺」的な研究として、位

置付けられることになった。

この本のねらいは、そうした占領研究のあり方に異議申し立てをし、占領下の女性労働改革を「保護と平等」をめぐる問題に焦点化することにより、GHQ/SCAP（連合国最高司令官総司令部）が政策にかかげた「女性解放」とは、どのような意味において何をめざした「解放」だったのかを明らかにすることにある。

占領期の「女性解放」政策については、マッカーサー元帥の「五大改革指令」や婦人運動によってもたらされた婦人参政権付与にはじまり、憲法14条（法の下での平等）と24条（家族生活における個人の尊厳と両性の平等）、民法（親族編）の改正、刑法改正（姦通罪の廃止）、労働基準法の第4条（男女同一賃金の原則）規定など、その評価はおしなべて高い。しかし、女性労働者の「保護と平等」という視点からすれば、「もう一つの」評価がありうるのではないか。

女性労働者は基本的に「特殊なハンディを負う」弱者で、「保護」の対象なのか、それとも性による分離を廃し男女共通の基盤を築く「平等」こそが優先される課題なのか、それは現在もなお、論議を呼ぶ問題である。日本占領下のGHQ/SCAPがすすめた女性労働改革を、①女性労働者像を規定する法律としての労働基準法、②その法を解釈し運用していく行政機関としての労働省婦人少年局、③そしてそれを受ける側の労働組合運動という三つの側面に立ち戻り、「女性解放」政策の歴史的「再評価」を試みることに、この本のねらいがある。

本書の概略を紹介しておこう。序章では、な

ぜ、女性解放政策の「女性労働改革」に注目するのかわ、アメリカの女性労働史家、ケスラー・ハリスの提示した「経済的市民権」という視点から見直すことの意味が確認される。経済的市民権とは「共同体の完全な成員資格」としての市民権の一部、「就労する権利」を意味し、それはまた、この権利における、性別による対称性（平等）を測るうえでの重要な概念となる。つづく第1章「日米女性労働保護の歴史」では、女性解放の実質性を測るカギが、「母性保護」（産前産後休暇など）よりも、「一般女性保護」（深夜業禁止など男性にも適用を拡大しうる男女共通の保護）の扱い方にあるという視点から、日米両国の女性保護思想の歴史を検討する。結果として女性労働者を保護する論理（身体上の弱者であり、女性の第一義的役割は家庭責任）に、両国間で基本的な差異のなかったことが示される。

第2章「占領下女性労働改革の前提」では、占領下日本で実施された女性労働改革の前提として、戦時中のアメリカ政府における対日占領政策の立案過程、占領開始直後の日本社会で女性労働者のおかれていた状況や実態、それに即して策定された女性労働政策に関するGHQ/SCAPの基本方針が確定されるまでを概観する。GHQ/SCAP内に一貫した「女性解放」政策があったのではなく、女性の地位向上の重要条件として、女性の「母」役割の「保護」を主張する派と、男女の相違をこえた「絶対的な機会均等」を求める派との抗争があり、その力学のなかで女性労働改革の方向性が模索されていたことが明らかにされる。

第3章「労働基準法における女性保護と平等」では、労働基準法の制定と施行の過程を追い、GHQ/SCAPが女性労働者の「平等と保護」をどう位置付けていたかを描き出す。男女同一賃金の原則という「平等」を打ち出しながら、女性

を一般（成年男性）労働者とは異なる「特殊」で「保護」を要する労働者と規定する見方が、GHQ/SCAPと日本政府の両者に共有される形で、労働基準法に結実していく経緯を分析している。その際、GHQ/SCAPや政府官僚、日本女性リーダーのレベルだけでなく、たとえば労働基準法の女性の「深夜業禁止」規定に対して、当時の国鉄労働組合婦人部の女性たちが職域を狭め採用を制約するという理由で「反対」していた事実をとりあげ、現場の女性労働者の声や主張にも注目している。

第4章「労働省婦人少年局の設立」では、女性労働者の「保護」を重視する政策が労働省婦人少年局の設立過程にもみられたことを、日米両国の多様な政策主体の動きに即して論じている。労働省婦人少年局設立のモデルとなったのは女性の「母」役割を重視するアメリカの連邦婦人局設立の理念であったこと、その意味で後述するように、既存の研究（スーザン・J・ファー「女性の権利をめぐる政治」坂本義和ほか編『日本占領研究』東大出版会、1987年など）が過大評価してきた「女性政策同盟」（GHQ内部の中・下級の女性職員と日本側の女性リーダーとの政治的連携）の果たした役割については、見直しが必要であることを指摘している。

第5章「労働組合婦人部と女性労働者」は、労働基準法と労働省婦人少年局の「保護」、さらにはGHQの労働組合育成策のもとで、占領開始とともに労働組合運動に参加していった女性労働者の実態を描き出す。同時に組合「婦人部」の独立や女性の組合運動がもつ単独行動に対して、男女「平等」という視点から、GHQ/SCAP内に批判があったことが示される。多くの組合婦人部が1950年前後に廃止に追い込まれるが、その理由はよく指摘されるように「スタンダー声明」に代表されるGHQ/SCAPの政策転換（「逆コース」）だけではなく、労働問題の解決には

性別を分離せず男女共通の基盤をつくるべきだという主張をはじめとして、いくつかの要因が重層的に働いていたとされる。

終章では、占領下の女性労働改革が、「女性解放」という意味では一貫性を欠く、矛盾を内包するものであったことを指摘している。生理休暇には反対したのに深夜業禁止を強く擁護するGHQ/SCAPの姿勢、労働組合「婦人部」の問題性を鋭く見抜いたのに、労働省婦人少年局の設立思想に疑義を示さなかったGHQ/SCAPの思想は、母性保護と一般女性保護とを区別する論理とは不整合の、いわば「ねじれ」に他ならないことが指摘される。その「ねじれ」は戦前期アメリカにみられた「保護と平等」思想の併存を反映するというだけでなく、一般女性保護を女性保護と同義にし、年少者の保護と同列に扱う日本の保護思想とも一致するものでもあり、基本的には共同歩調をとったと、著者はみている。

なぜ、女性だけが家事をし、子育ての責任を担わなければならないのか。GHQ/SCAPの女性労働改革の前提にあった女性労働観を、「経済的市民」や「ジェンダー中立性」という概念でとらえ直すとき、GHQ/SCAPが政策にかかげた「女性解放」は明らかに内在的な限界をまぬがれないものであった。

本書の方法論的特徴は、なによりも占領期という歴史の分岐点を、日米の異なる社会の女性労働観、あるいはジェンダー観が出会って激しい攻防を演じた場としてとらえる視点にある。そうすることにより、GHQ/SCAPの女性労働改革が、日米内部の「女性解放」をめぐる思想的背景や議論の水準、多様な政策推進主体の間にみられる差異や対立のなかで、いかに策定されていったのかのダイナミズムが明らかにされる。ていねいな史料渉獵と周到な論理構成、丹

念に読み込んだ分析に支えられた本書の記述は説得力をもっている。それは、これまで「通説」とされてきたいくつかの見方について、その問い直しを求めずにはおかない。

たとえば占領改革における女性政策形成の推進に大きな役割を果たしたのは、女性の権利について純粋な改革理念を抱いたGHQ/SCAP内部の女性職員と日本側の女性リーダーからなる「女性政策同盟」であったというのが、これまでの理解であった。しかし、政策推進主体を「女性」というラベルでひと括りにせず、日米間や階層差、ジェンダー観の差異に注目する本書の分析からは、女性政策同盟がその名のように「同盟」としての実質をもちえたのか、という疑問とともに、政策推進主体がこれまでの理解をこえて複雑な性格をもっていた事実が提示される。

こうした通説を崩していく丁寧な史料分析の結果にしばしば触発される一方で、残念なのは、文書史料中心の分析スタイルが全体として、女性労働者の実態分析を後景に追いやってしまったことである。

確かに著者がいうように、本書の主題が占領下の女性労働改革に関わる日米間の政策交渉過程の分析にあるからには、女性労働者の実態分析は周辺的な課題といえるかもしれない。しかし、文書史料分析の結果と、女性労働者の実態との間にどのような連続と断絶があったのかは、きわめて重要な論点である。たとえば労働基準法の第4条（男女同一賃金の原則）規定は、性別による差別的処遇を明文で禁止し、その意味で男女「平等」のジェンダー観に立つものである。ところが労働基準法の制定後、女性の結婚退職制度や男女別定年退職制度が企業に広まっていくが、第4条はこれら差別的処遇が合法であることの根拠とされた。なぜなら「第4条」は賃金以外の差別的処遇を禁止していないとみなされたからである（遠藤公嗣「労働組合と民

主義」中村政則ほか編『戦後民主主義』岩波書店、1995年)。

また、労働組合運動における婦人部の位置づけも、著者が推測しているように、組合幹部と婦人部レベル、政党と労働組合レベルで異なっていたであろう。しかし、それだけではない。女性労働者が従事している職務の性別分離度によっても影響されたはずである。たとえば従事している仕事に性別差がみえにくい教員の組合と、(女性の適職とされる)細かな組み立て反復作業のように仕事の性別分離が明確な家電品製造企業の組合とでは、婦人部の位置づけにおいて差異の存在は推定され、その点でも個々の組合に即しての検討がほしかったと思う。もちろん、本書の主題からいえば、これらはないものねだりであり、本書の価値を落とすものではない。

本書を読みながら、私は不思議な思いに駆られた。歴史はある結果が起こるに至った過程の説明である。その過程にはさまざまな可能性の攻防があり、競争がある。人々はある可能性に期待をかけて競い合い、その過程である可能性は実現し、他の可能性はつぶされ、攻防に決着がつけられる。歴史は多くの場合、現実化した可能性について、そうなるべくしてなった過程

を説明する。逆につぶされた可能性について、現実化しなかった要因の説明に力が注がれることは稀であり、「歴史的制約」として結論づけられることが多い。占領下の女性労働改革をめぐる研究についても、同じことがいえる。実現された女性労働改革の結果としての女性「保護」は、そうなるべくして起こった、その不可避性が説明される一方で、つぶされた男女「平等」は「歴史的制約」という便利な言葉で片付けられてしまう。それはなぜなのか。

本書はつぶれた可能性をより深く掘り下げ、現代的課題として蘇らすために、女性労働改革が前提とするジェンダー観を根底から(「経済的市民権」や「ジェンダー中立性」という視点)問い直そうとする点で、きわめて質の高いジェンダー研究の条件を備えている。

占領がはるかに遠く去り、GHQ/SCAPのもたらした改革の多くが空気のような存在となっていく今日において、本書は「女性解放」が今なお未完のドラマであることを、改めて読むものに痛感させる。

(豊田真穂著『占領下の女性労働改革－保護と平等をめぐる』勁草書房、2007年1月刊、+266頁、定価3,300円+税)

(あまの・まさこ 東京女学館大学教授)